



「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄 110 番」まで通報をお願いします。

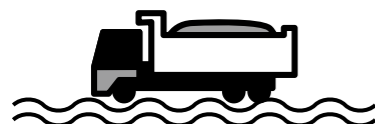
不法投棄・野焼きを見つけたら

いつもみんなでむらなくみはれ

不法投棄 110 番 (0120-536-380) へ

受付時間は平日の 8 時 30 分～17 時 15 分です。受付時間外は最寄りの警察署まで。

茨城県廃棄物対策課 ☎ 029(301)3033



生ごみ処理容器等設置事業補助金のお知らせ

かすみがうら市では、家庭での生ごみ処理を推進し、生ごみの減量化・再資源化を図るため、以下のような生ごみ処理容器および生ごみ減量化機器の購入費の一部に対し補助金を交付しています。

対象容器および補助金額

コンポスト容器

1世帯当たり2基まで  
購入価格(税抜)の4分の3  
(1,000円未満は切り捨て)  
限度額 4,000円/1基



- ◆直接地面の上に置き、土中の微生物の働きを利用し、生ごみを分解・発酵させ、たい肥にできます。
- ◆庭や畑などに設置できます。

EM ぼかし容器

1世帯当たり2基まで  
購入価格(税抜)の4分の3  
(1,000円未満は切り捨て)  
限度額 2,000円/1基



- ◆EM ぼかし(有機物を発酵させた資材)を使って、生ごみを発酵させ、たい肥にします。液肥も取り出すことができます。
- ◆台所やベランダ、軒下などに設置できます。

電気式生ごみ処理機

1世帯当たり1基まで  
購入価格(税抜)の4分の3  
(1,000円未満は切り捨て)  
限度額 20,000円



- ◆電気を使って、生ごみを温風乾燥や微生物による分解の方法により比較的手軽に減量、たい肥化できます。
- ◆台所やベランダ、軒下などに設置できます。

※補助金には限りがありますので、購入前に生活環境課までご連絡ください。

※過去5年間に補助を受けた方は、補助の対象になりません。

※生ごみ処理機の中には、補助の対象にならない製品があります。

(例:家庭の排水設備に設置し、生ごみを破砕させ下水道へ流すタイプなど)

※補助金の申請は、千代田窓口センター(千代田庁舎)、中央出張所(働く女性の家)、生活環境課(霞ヶ浦庁舎)の各窓口で行えます。申請方法などの詳細は生活環境課にお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

かすみがうら市 生ごみ処理



生活環境課(霞ヶ浦庁舎)



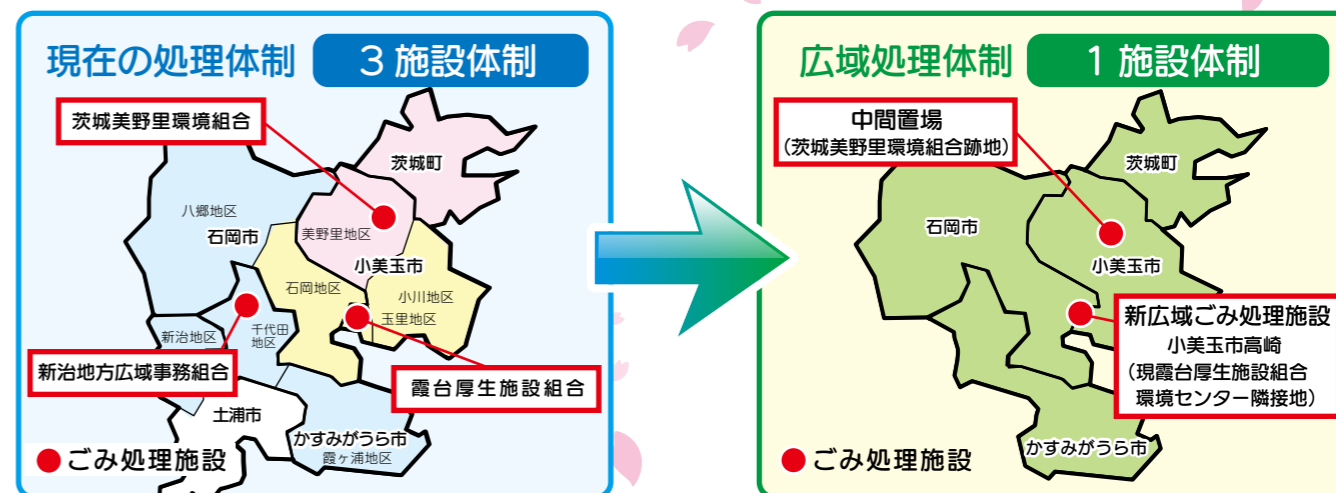
新たな広域ごみ処理施設の整備状況などについて

かすみがうら市、石岡市、小美玉市、茨城町の4市町では、現在、新治地方広域事務組合・霞台厚生施設組合・茨城美野里環境組合の3つの組合でごみ処理業務を行っていますが、令和3年4月から3施設を1施設に統合し、新たな広域処理体制となる予定です。

新たな広域ごみ処理施設(愛称:霞台クリーンセンターみらい)は、現在の霞台厚生施設組合環境センターの隣地に建設が進められており、施設周辺道路の工事や、地域還元施設(温浴施設など)の計画も進められています。\*霞台厚生施設組合ウェブサイト(<http://kasumidai.or.jp/>)にも広域化に関する情報を掲載しています。



霞台厚生施設組合建設計画課 ☎ 0299-56-7773



【広域化イメージ】

環境クリーンセンターの閉鎖 および 老人福祉センター「ふれあいの里」の閉館について

新治地方広域事務組合が運営している【環境クリーンセンター】および【老人福祉センター「ふれあいの里」】は、令和3年4月からの新広域ごみ処理施設の稼働に伴い、令和3年3月中旬をもってご利用がなくなる予定です。

環境クリーンセンターの閉鎖後は、ご家庭から出る一般廃棄物の自己搬入につきましては、新たな広域ごみ処理施設をご利用いただくことになります。



【環境クリーンセンター】



【老人福祉センター「ふれあいの里」】